

# 令和8年度英語指導助手民間派遣業務仕様書

## 1 目的

国際理解教育の推進を図り、生徒の国際感覚及び英語コミュニケーション能力の向上を目的とする。

## 2 内容

- (1) 業務名 英語指導助手民間派遣業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年7月31日まで
- (3) 派遣期間 令和8年4月8日（水）から令和8年7月17日（金）まで
- (4) 予定時間数 3,864時間（1日7時間×年間69日×8人）
- (5) 派遣先 派遣先、派遣人数一覧表に記載する場所
- (6) 派遣人数 派遣先、派遣人数一覧表の8人
- (7) 就業日 原則として、各学期の始業式から終業式までの月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、長期休業期間を除く。
- (8) 就業時間等 原則として午前8時30分から午後4時15分までとし、必ず就業時間の途中に45分の休憩時間をおくこと。  
就業時間については派遣先と協議の上、実態に応じて柔軟に対応すること。  
なお、労働時間は、休憩時間を除き1日について7時間、1週間にについて35時間とする。
- (9) 派遣費用に含まれる項目は、英語指導助手（以下「ALT」と言う。）の給与、通勤費（一部車通勤）、住宅費、社会保険費、ALTに対するその他一切の経費を含む。
- (10) 派遣先の就業日及び就業時間の通知は派遣先と派遣元との調整の上、派遣先が通知する。
- (11) 上記(7)、(8)に定める事項は学校行事その他の事情により変更する場合がある。  
この場合、派遣先は派遣元に書面等により先に通知するものとする。

## 3 ALTの業務内容

各派遣先における校長等の指示を通じて、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、以下の業務に従事する。

- (1) 府立中学校又は府立高等学校（分校含む）における英語授業等の補助とその事前準備
- (2) 英語教材作成の補助
- (3) 英語担当教員等に対する現職研修の補助
- (4) 特別活動や部活動等への協力
- (5) 英語担当指導主事や英語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
- (6) 英語スピーチコンテストへの協力

- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 試験実施の補助
- (9) その他、所属長が必要性を認め、派遣元が合意した業務

#### 4 派遣元事業者の責務

- 派遣元事業者は次の各号に掲げる責務を負うこと。
- (1) 京都府担当コーディネーターを選任すること。
  - (2) 教育委員会、学校及びALTとの連絡調整を行うこと。
  - (3) コーディネーターによる学校訪問等により、ALTに対する適切な指導体制を構築し、派遣されたALTの業務遂行状況の監督を行うこと。
  - (4) ALTに対して、学習指導要領、学校の教職員とのチーム・ティーチングの方法、日本語でのコミュニケーション方法等、業務遂行に必要となる研修を実施すること。
  - (5) ALTに係る学校からの要望や苦情等へ対応すること。
  - (6) ALTの勤務管理を行い、欠勤・遅刻等がある場合、教育委員会及び学校へ事前に報告すること。
  - (7) ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置を行うこと。
  - (8) ALTに対して、指導方法等の助言を行うこと。
  - (9) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下、派遣法)により派遣会社に義務付けられている諸手続きを行うこと。
  - (10) 派遣業務を行うために、教育委員会及び学校が行う必要な事務を補助すること。

#### 5 ALTの資格要件

派遣元は前項の業務を実施するALTの選任に当たって、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を派遣する。派遣元は派遣先に派遣者の履歴事項を書面で提出しなければならない。

- (1) 英語を母語とし、英語を公用語とする国の大卒以上の卒業の能力を有すること。
- (2) 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れていること。
- (3) 派遣先の教職員や生徒とコミュニケーションを図る上で、必要最低限の日本語会話能力があること。
- (4) 派遣先の教職員や生徒と積極的なコミュニケーションを図ることが可能であり、協調性に富んだ者であること。
- (5) 英語指導の研修を十分受けており、指導に長けていること。
- (6) 心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- (7) 日本の文化や教育環境を理解し、熱意を持って勤務が可能であること。
- (8) 業務の実施に支障がなく、勤務に適した就労査証を取得していること。
- (9) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者であること。
- (10) 法令を遵守し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。

## 6 派遣先、派遣人数一覧表 下記8人

人 数	派遣先	形態	郵便番号	住所	派遣日数／ 週【予定】
1	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市山科区○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市北区○○	2／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市伏見区○○	5／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市伏見区○○	5／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市伏見区○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	宇治市○○	2／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	城陽市○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	木津川市○○	2／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	城陽市○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	京田辺市○○	2／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	亀岡市○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	京都市中京区○○	2／週
1	○○高等学校	全日制	〒○○	福知山市○○	3／週
	○○高等学校	全日制	〒○○	福知山市○○	2／週

## 7 その他

- (1) 派遣されたALTが不適格と派遣先の所属長が認めた場合は、派遣元と調整の上、新たに適任者を派遣することとする。
- (2) 派遣先及び派遣元は派遣法を遵守すること。なお、派遣先は派遣法における比較対象労働者について、派遣元が直接雇用する英語指導助手の待遇に関する情報を提供することとし、提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに派遣元に変更後の情報を提供すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、教育委員会と協議して定めること。